

■甑島と県外の往来自粛の解除について（お願い）

令和2年6月18日

薩摩川内市長

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国で解除され、6月19日からは、すべての県をまたぐ移動についても再開されることとなります。

本市甑島でも、6月19日から県内外との往来自粛について解除いたしますが、甑島は人口約4千人、高齢化率50%超の小さな島であり、移動手段も航路に限られ、感染の確率が高く、また、島内の医療機関や医療従事者の数も限られているなど医療環境は脆弱で、発生時の対応に限界があることから「感染拡大の動向がみられる地域」との往来については、引き続き慎重な対応をお願い申し上げます。

航路の運航事業者をはじめ、工事関係事業者や観光客等の来島者については、それぞれの業種のガイドラインに沿った対策を当該事業者及び受入れ側もとることになっています。島民の皆様には、人を思いやる「冷静な対応」と「正しく怖がる」ことに心がけてください。

また、ウイルスが無くなったわけではありません。今後、二次感染の恐れもありますので、これまで同様、「外出時のマスクの着用」や「手洗い、咳エチケット」、「3密を避ける」、「接触機会を少なくする（2m以上空ける。）」など「新しい生活様式」の実践に取り組んでいただきますようお願いいたします。状況によっては、再度の往来自粛も想定されます。

一人一人の取り組みや行動が、自分、さらには島民全体の命を守ることに繋がります。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 甑島への観光等で来島される皆様へ

・「感染拡大の動向がみられる地域」から又は「体調不良」の場合は、再検討いただくなど慎重な対応をお願いいたします。

・島内での感染防止のための取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

2 甑島市民の皆様へ

・「感染拡大の動向がみられる地域」への移動に気を配りましょう。

・観光客など来島者が徐々に増えることが予想されます。冷静に対応しましょう。

・「新しい生活様式」の実践に努めましょう。

3 その他

・「定期船」の中では、マスクを着用しましょう。

4 期 間 7月31日(金)までとします。

＜問い合わせ先＞

薩摩川内市企画政策部 甑はひとつ推進課

TEL：0996-23-5111

内 線：4870・4871